

豊中市の乳児等通園支援事業の実施について

説明者 豊中市こども事業課
令和7年(2025年)9月3日



令和7年度に向けた令和6年度の国・自治体の動き

令和7年度の制度化へ向けたスケジュール ※令和7年度当初から事業実施の自治体向け

国	自治体
【令和6年10・11月】 量の見込み手引発出【済】 内閣府令案（暫定版）の提示【済】 自治体オンライン説明会【11/20, 21】 内閣府令案のパブコメ開始【11月下旬】	【令和6年10・11月】 子ども・子育て支援事業計画（以下「子計画」という。）に反映可能な自治体→反映作業 子計画に反映困難な自治体→12月へ 内閣府令案に基づき認可基準条例作成作業開始
【令和6年12月】 システム説明会【12月中旬】 子ども・子育て支援等分科会【12月中旬】※1 第4回子ども誰でも通園制度検討会【12月下旬】 ・とりまとめ（令和7年度の制度詳細&令和8年度の検討の方向性） ・手引試案 内閣府令案のパブコメ終了【12月下旬】 補助基準案の公表・子計画（代用計画）策定依頼【12月下旬】	【令和6年12月】 子計画（代用計画）策定作業開始【12月】※2
【令和7年1月～3月】 内閣府令（認可基準等）の公布【1月上旬】 内閣府令（認可基準等）の解釈通知等※4【1月中旬目途】 FAQ等【1月以降随時】 乳児等通園支援事業実施要綱（案）の策定【1月中旬目途】 誰通HPの作成・公表【2月】 システム先行リリース【2月】 調査研究※6とりまとめ【3月】 手引の発出・周知広報【3月目途】 ・手引本体 ・概要版（利用者向け等）※7 ・事例集	【令和7年1月～3月】 認可基準条例手続開始・認可手続開始※3【1月上旬】 認可基準条例手続 ・条例案のパブリックコメントその他の所要の手続【1月～3月】 ・条例の議決【2月・3月】 認可手続 ・事業所の公募手続 ・フロー図記載の諸手続（p.3参照） 定款の変更手続※5【1月～3月】 自治体の要綱（案）の策定作業開始【1月下旬】 システム利用契約（自治体と国が委託するシステム構築事業者間）の締結【2月上旬】 実施施設・利用者情報の登録・IDの払出し【3月以降順次】 手引を事業所へ周知広報【3・4月】 ※利用者・事業者等に対する広報については時期を問わず実施をお願いします。 広報資料については必要に応じて今後提供予定です。

要点

市町村が作成する認可基準条例の施行により、事業者は事業を開始する前に認可手続きを執る必要があります。

総合支援システム（誰でも通園制度の運用一切を管理する基盤システム）を使って市町村・事業者・利用者のそれぞれが運用することができ

ます。

利用者は利用に伴う認定を受ける必要が法的にはなく、市と事業者の間・利用者と事業者の間で発生する利用に伴う費用負担は補助金要綱等で定めます。

※1 第3回子ども誰でも通園制度検討会で提示した対応の方向性（案）について、意見聴取。
※2 子計画に誰通の量の見込み・確保方策を記載することが困難な自治体については、子計画に代わる計画を策定してもらうことを想定。なお、子計画に代わるものであることを踏まえ、地方版子ども・子育て会議にかけたいことを想定（事後で可）。
また、策定した計画については子ども・子育て支援交付金の交付申請時の添付書類とする予定。
※3 内閣府令（設備運営基準）の附則にて、令和7年度の特例として、条例制定の間に合わない自治体においては、内閣府令（設備運営基準）を条例とみなして認可手続を行える旨規定する予定（審査過程で変更の可能性あり）。
※4 認可手続の簡素化（p.4参照）についてお示しした事務連絡を含む。
※5 社会福祉法人については、実施する社会福祉事業の種類が変更となるため、定款の変更が必要（社会福祉法第31条、第45条の36等）。
※6 「子ども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究」とりまとめで試行的事業に関するアンケート調査結果等が公表となる見込み。
※7 手引については、利用者向け等に概要版を作成し、併せて発出予定（3・4月以降になる可能性あり）。



令和8年度に向けた令和7年度の国・自治体の動き

令和8年度の本格実施へ向けたスケジュール ※全自治体向け(令和8年度からは全自治体で実施する必要がある)

※ あくまで令和6年11月時点でのスケジュール案であり、今後変更される可能性があることに留意。

国	自治体 ※全自治体で実施する必要あり。
誰通研修の開発に係る調査研究開始【令和7年4月】 誰通システム本格運用開始【4月】 全自治体向けの説明会【4月以降複数回実施】 誰通HPの改善【4月～】 システム改修の調達【4月～】 子子計画基本指針改正・量の見込み改正【夏まで】 令和7年度誰通検討会【夏頃キックオフ～年末にかけて】 ・誰通実施状況に関する分析・報告 ・令和8年度以降の利用可能時間枠の検討 ・公定価格化の検討（利用料の在り方含む） ・誰通研修の検討（調査研究事業の結果を基に議論） 内閣府令案（確認基準等）※1の公布【12月】 内閣府令（確認基準等）の解釈通知等※3【1月中目途】 FAQ等【1月以降随時】 誰通研修※2について要綱で規定【12月】 保育士向けの研修資料を公表【1～3月】 公定価格告示の公布【3月】	（令和8年度から実施の自治体）認可基準条例の制定【適宜のタイミング】 子子計画（代用計画）の提出【夏まで】 確認基準条例手続開始・確認手続開始※1【12月】 確認基準条例手続 ・条例案のパブリックコメントその他の所要の手続【12月～3月】 ・条例の議決【2月・3月】 確認手続（令和8年度から実施の自治体は認可手続も同時並行で実施） 誰通研修の準備開始【12月】 保育士向けの研修資料を利用した保育士向け研修開始【1～3月】 ※利用者・事業者等に対する広報については時期を問わず実施をお願いします。 広報資料については必要に応じて今後提供予定です。

※1 子子法に基づく確認行為を行うに当たって参照する設備運営基準等。

※2 現時点では、子ども・子育て支援員研修の1つの専門課程として創設する予定。具体的には、令和7年度の調査研究事業において議論。

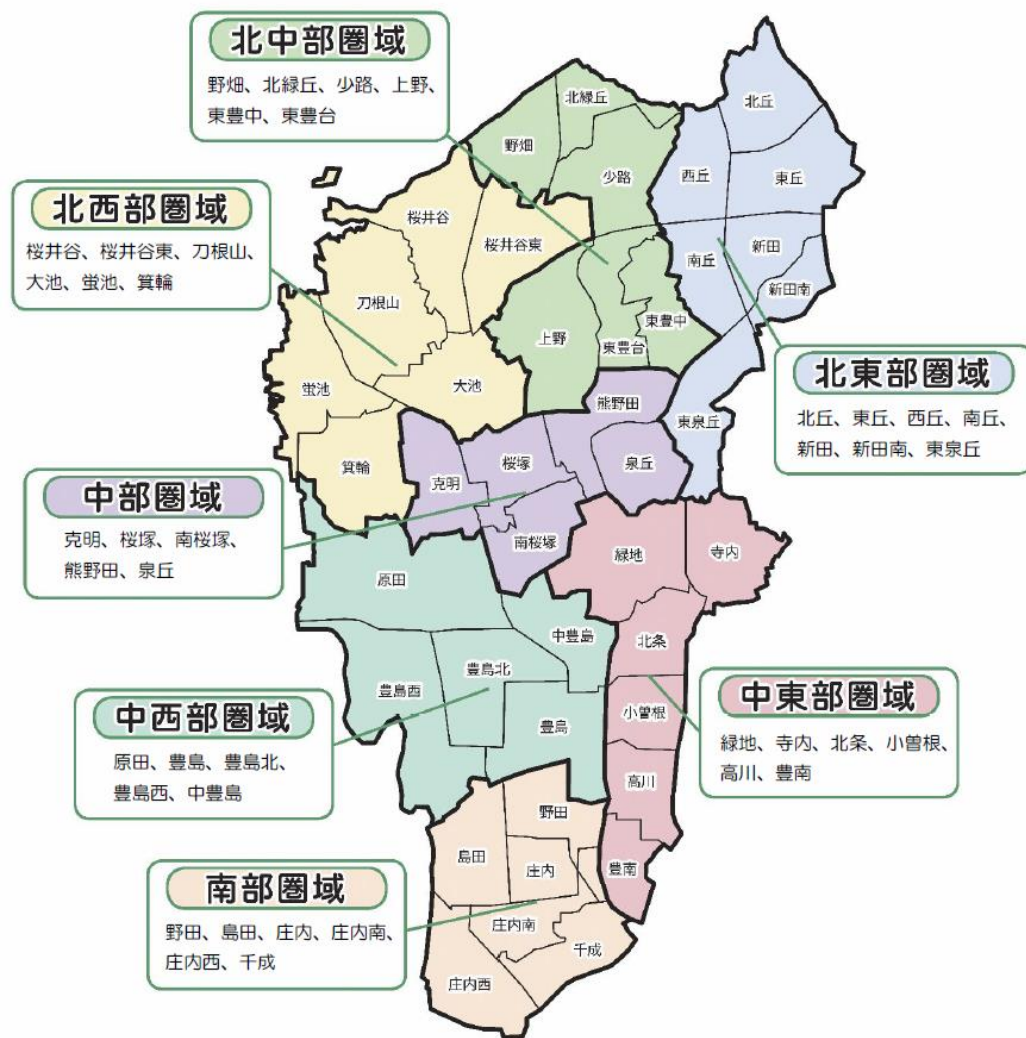
要点

市町村が作成する認可基準条例の施行により、事業者は事業を開始する前に認可手続きを執る必要があります。

総合支援システム（誰でも通園制度の運用一切を管理する基盤システム）を使って市町村・事業者・利用者のそれぞれが運用しなければなりません。

利用者は利用に伴う認定を受ける必要が法的にあり、市と事業者の間または利用者と事業者の間で発生する利用に伴う費用負担は、子ども・子育て支援法や条例で定められます。

豊中市の福祉圏域について



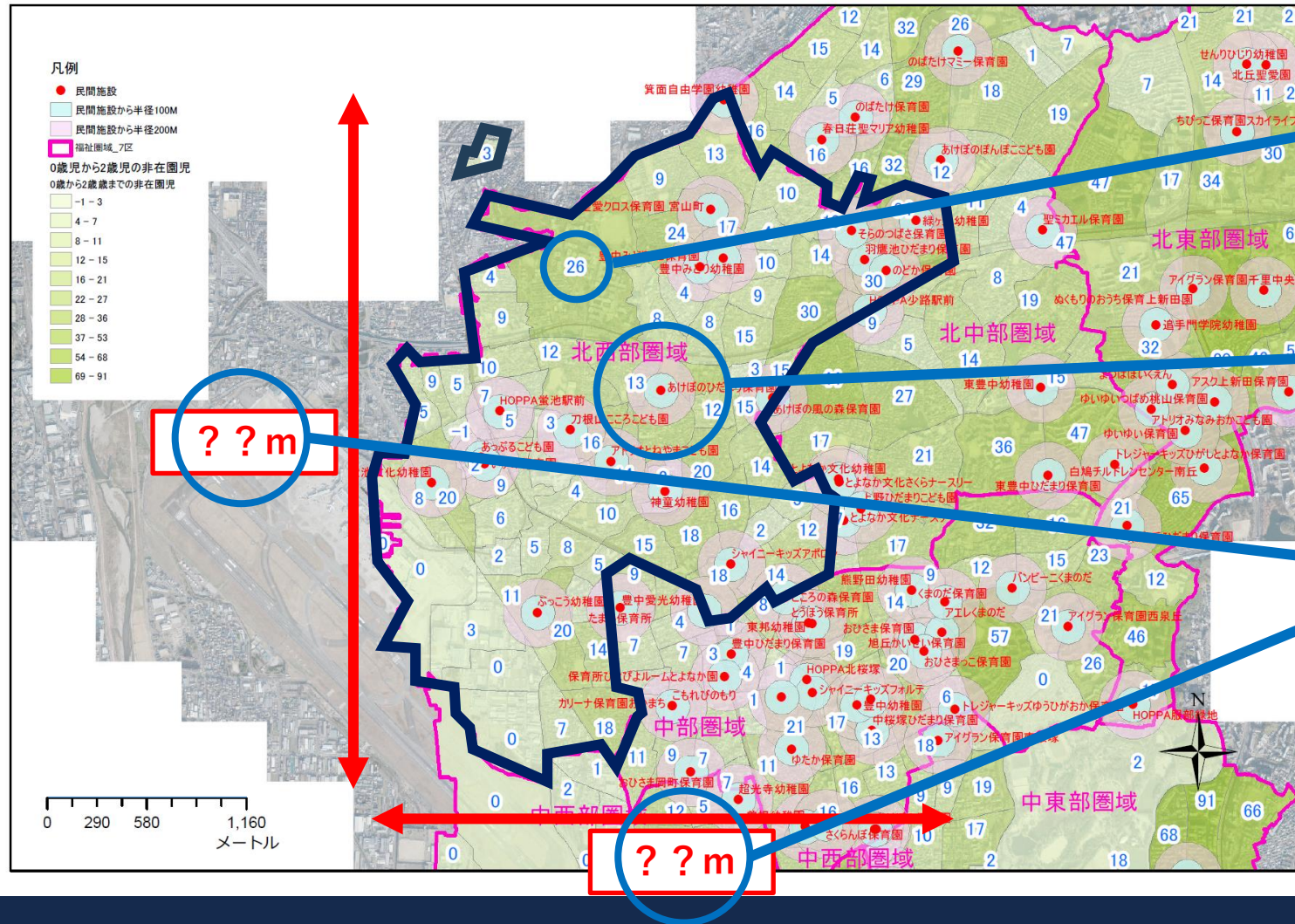
豊中市の福祉圏域とは

豊中市の福祉分野は、令和6年（2024年）3月に策定した「第5期豊中市地域福祉計画」に基づき、身近な地域で相談を受け、相互の支え合いの中で解決していく観点から小学校区を相談対応における基本的な圏域とし、さらにそれを7つにまとめた日常生活圏域7圏域（以下、**福祉7圏域**という）ごとに関係機関・団体が情報共有・連携し、各小学校区での相談対応を支えていくことを基本として、市全域に相談・支援体制を構築しています。

この**福祉7圏域**それぞれの「0～2歳児までの総人口」「（教育・保育施設への）在園児数」「非在園児数」を示しましたので、乳児等通園支援事業を実施するための参考にいただければと思います。

地域の特徴(データの見方)

0歳児から2歳児までのどこの園にも通っていない子ども数(令和7年4月時点)



豊中市内には町丁目(例、中桜塚3丁目や新千里東町1丁目)などの町丁目が340区画あります。

この場合は「大阪大学がある待兼山町の0~2歳児の非在園児の人口は26人です」という見方になります。

豊中市内の教育・保育施設(特定教育保育施設を指す)を赤点で示しています。その点から半径100mを水色、半径200mをピンク色で示しています。

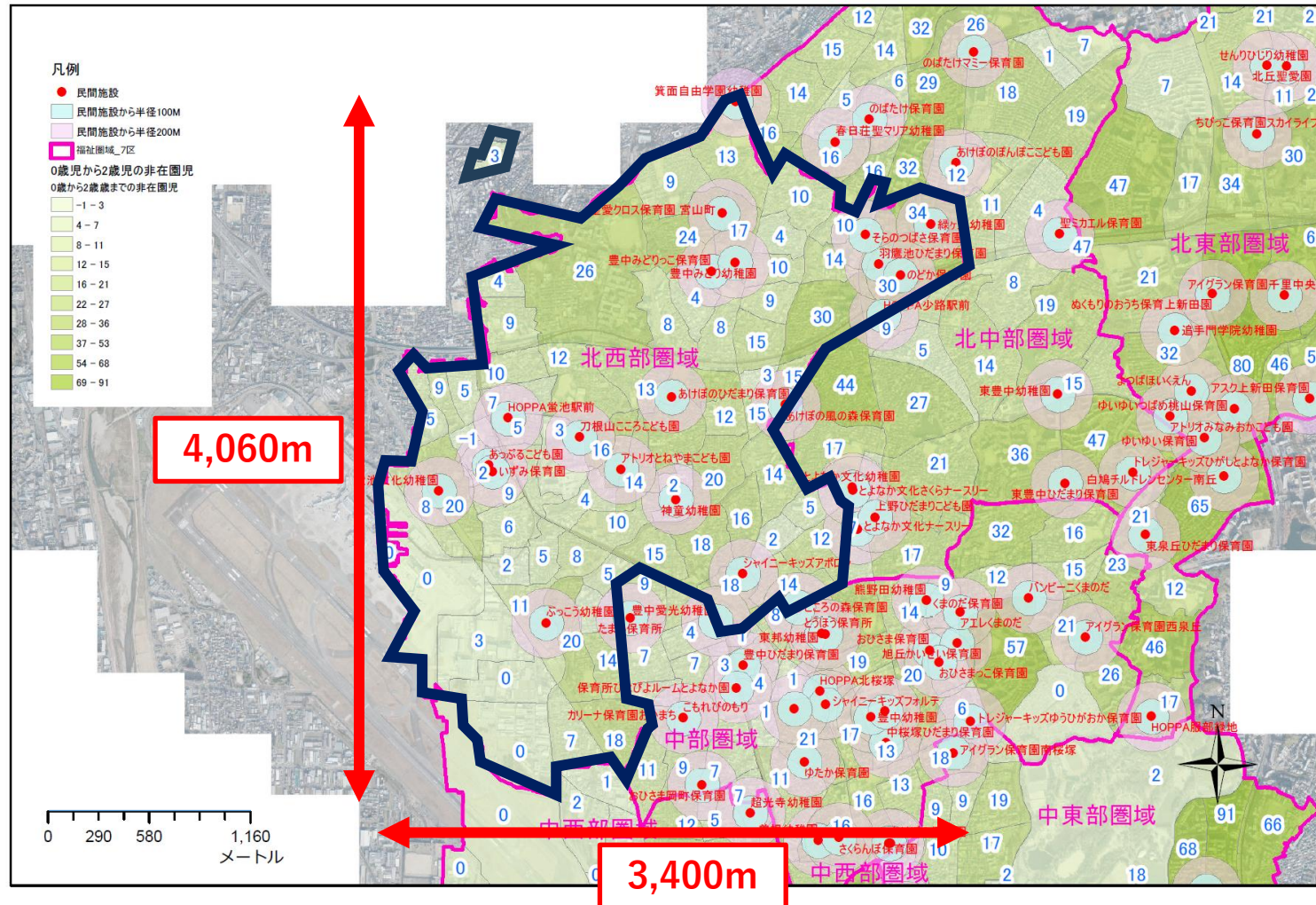
圏域の大きさが縦横が何mくらいあるかを示しています。

データ参照元

- ①豊中市HPの町丁目別歳児別人口(令和7年4月1日時点)
- ②こども事業課の令和7年4月1日時点の教育・保育施設の町丁目別歳児別の児童数

地域の特徴(北西部圏域)

0歳児から2歳児までのどこの園にも通っていない子ども数(令和7年4月時点)



地域の特徴

子どもの人数の情報	すべての児童(人)	在籍児(人)・(割合)	非在園児(人)・(割合)
0歳児	489	109 (23%)	380 (77%)
1歳児	553	329 (60%)	224 (40%)
2歳児	553	390 (71%)	163 (29%)
合計	1,595	828 (52%)	767 (48%)

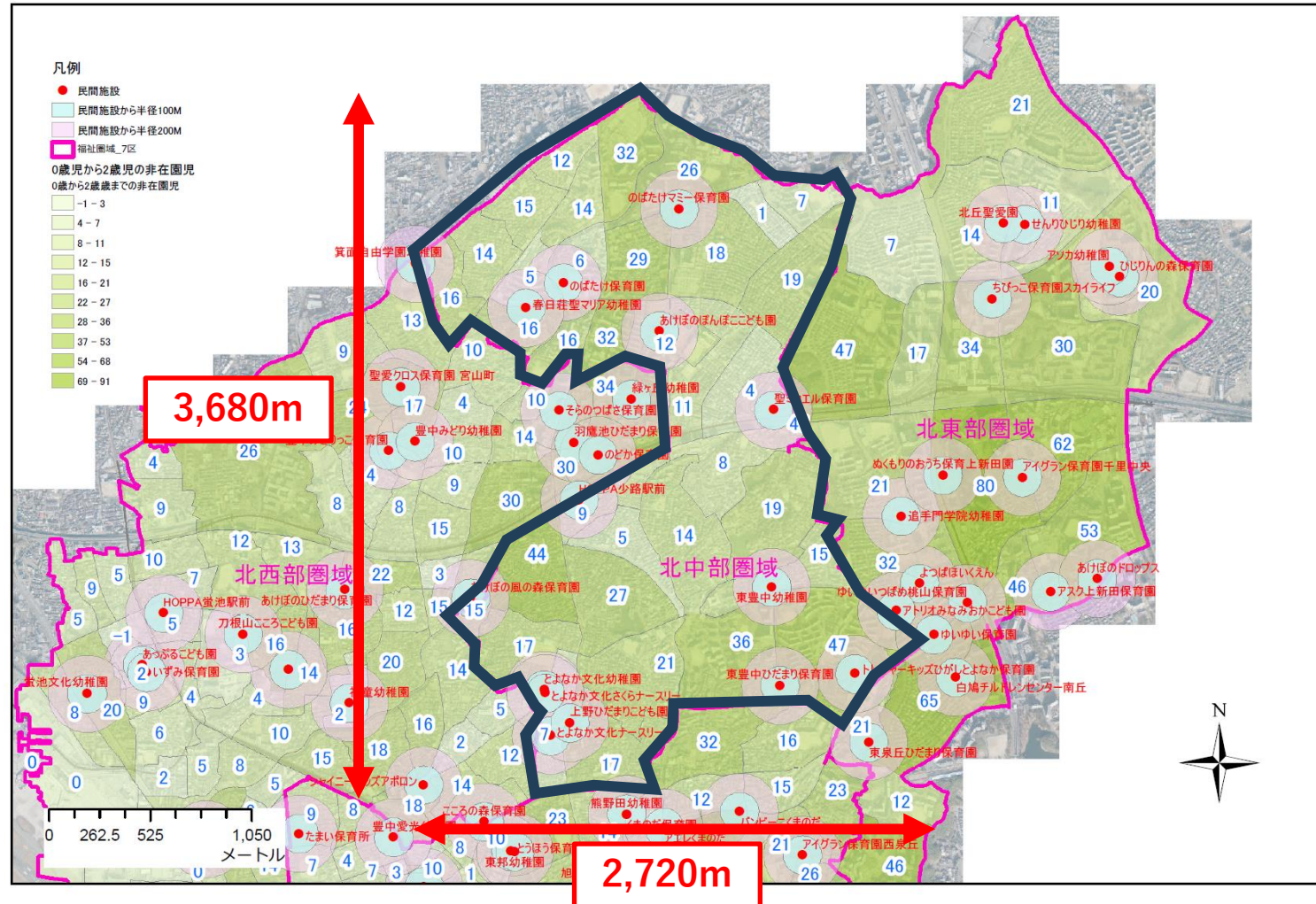
小学校区として「大池小学校」「蛭池小学校」「桜井谷小学校」「刀根山小学校」「箕輪小学校」「桜井谷東小学校」が該当します。

この福祉圏域内の教育・保育施設は21施設あります。

この福祉圏域の面積は6.95km²で、0～2歳児の非在園児における人口密度は110人/km²になります。

地域の特徴(北中部圏域)

0歳児から2歳児までのどこの園にも通っていない子ども数(令和7年4月時点)



地域の特徴

子どもの人数の情報	すべての児童(人)	在籍児(人)・(割合)	非在園児(人)・(割合)
0歳児	314	77 (25%)	237 (75%)
1歳児	438	249 (57%)	189 (43%)
2歳児	447	282 (64%)	165 (36%)
合計	1,199	608 (51%)	591 (49%)

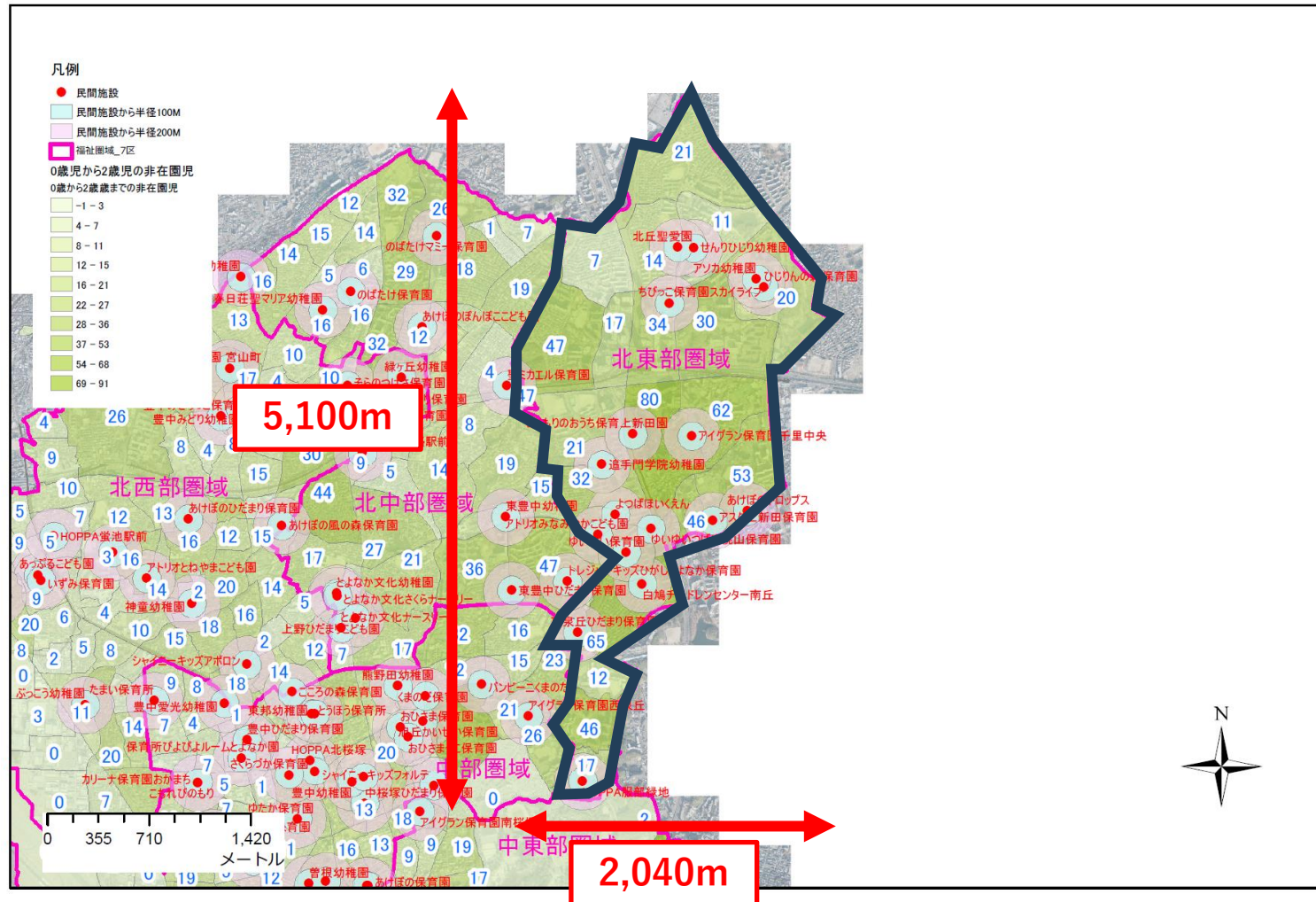
小学校区として「上野小学校」「東豊中小学校」「少路小学校」「野畑小学校」「東豊台小学校」「北緑丘小学校」が該当します。

この福祉圏域内の教育・保育施設は13施設あります。

この福祉圏域の面積は5.03km²で、0～2歳児の非在園児における人口密度は117人/km²になります。

地域の特徴(北東部圏域)

0歳児から2歳児までのどこの園にも通っていない子ども数(令和7年4月時点)



地域の特徴

子どもの人数の情報	すべての児童(人)	在籍児(人)・(割合)	非在園児(人)・(割合)
0歳児	394	106 (27%)	288 (73%)
1歳児	439	284 (65%)	155 (35%)
2歳児	520	324 (63%)	196 (37%)
合計	1,353	714 (53%)	639 (47%)

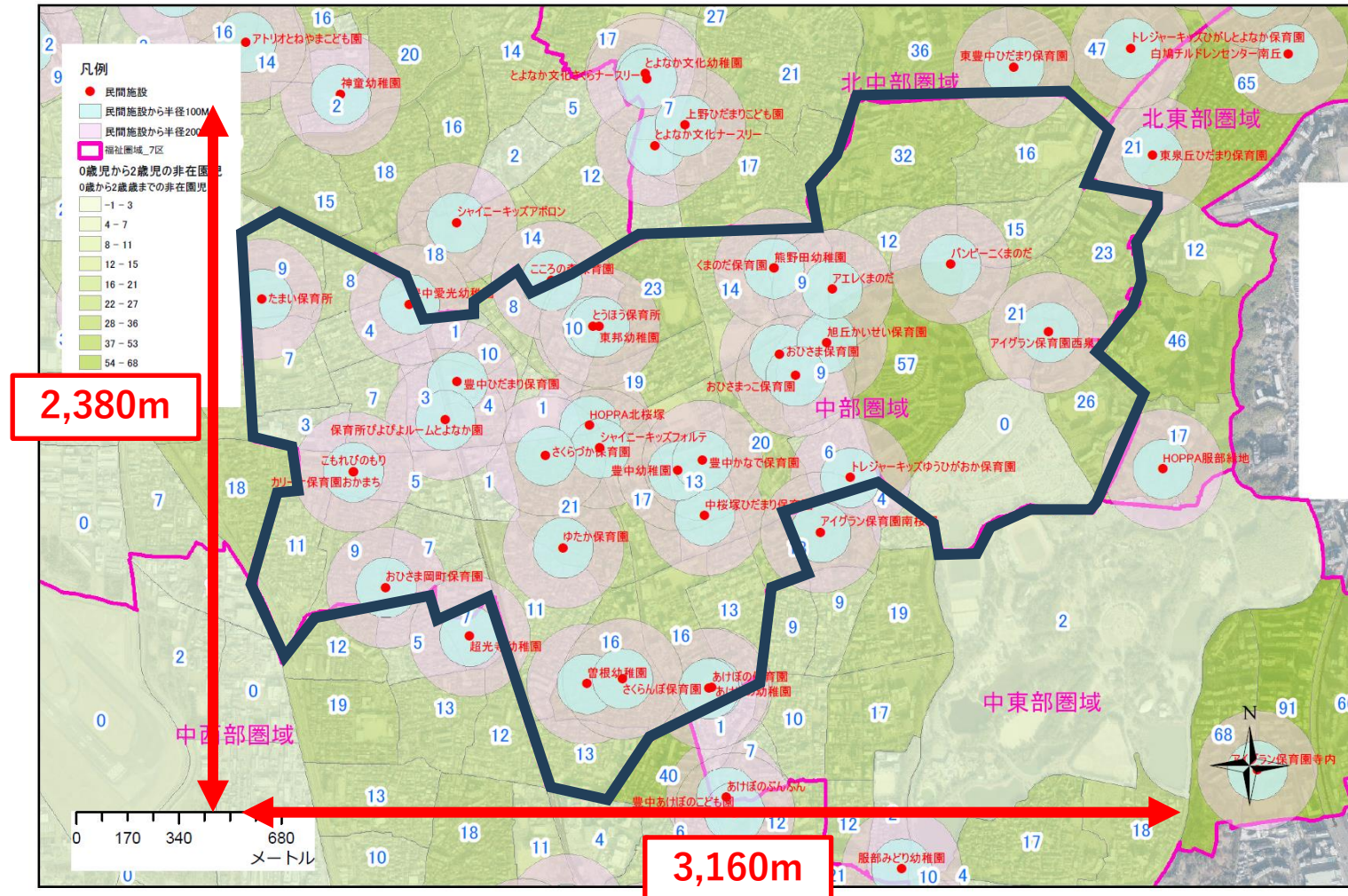
小学校区としては「新田小学校」「新田南小学校」「北丘小学校」「東丘小学校」「西丘小学校」「南丘小学校」「緑地小学校」「東泉丘小学校」が該当します。

この福祉圏域内の教育・保育施設は17施設あります。

福祉圏域の面積は5.05km²で、0～2歳児の非在園児における人口密度は126人/km²になります。

地域の特徴(中部圏域)

0歳児から2歳児までのどこの園にも通っていない子ども数(令和7年4月時点)



地域の特徴

子どもの人数の情報	すべての児童(人)	在籍児(人)・(割合)	非在園児(人)・(割合)
0歳児	443	131 (30%)	312 (70%)
1歳児	476	296 (63%)	180 (37%)
2歳児	488	349 (72%)	139 (28%)
合計	749	333 (45%)	416 (55%)

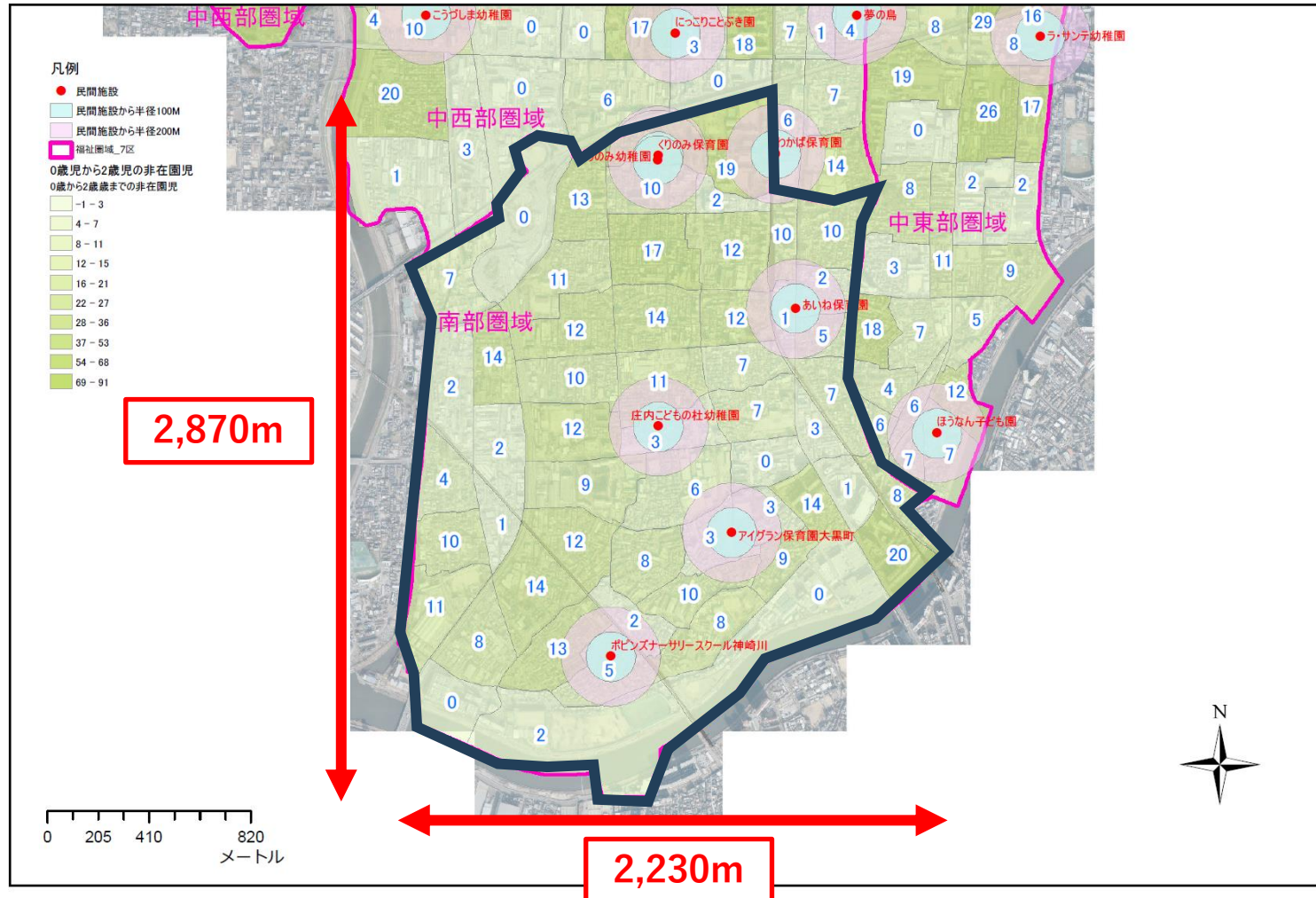
小学校区としては「克明小学校」「桜塚小学校」「熊野田小学校」「南桜塚小学校」「泉丘小学校」が該当します。

この福祉圏域内の教育・保育施設は28施設あります。

この福祉圏域の面積は3.88km²で、0～2歳児の非在園児における人口密度は107人/km²になります。

地域の特徴(南部圏域)

0歳児から2歳児までのどこの園にも通っていない子ども数(令和7年4月時点)



地域の特徴

子どもの人数の情報	すべての児童(人)	在籍児(人)・(割合)	非在園児(人)・(割合)
0歳児	253	41 (17%)	212 (83%)
1歳児	258	149 (58%)	109 (42%)
2歳児	238	143 (61%)	95 (39%)
合計	749	333 (45%)	416 (55%)

小学校区としては「庄名南小学校」「庄内西小学校」「千成小学校」「庄内さくら学園」が該当します。

この福祉圏域内の教育・保育施設は**6施設**あります。

この福祉圏域の面積は4.19km²で、**0～2歳児の非在園児における人口密度は99人/km²**になります。

まとめ

豊中市における福祉圏域ごとの傾向をまとめると以下のとおりです

- ・0～2歳児の非在園児が特に多いという福祉圏域はなく、どの福祉圏域にもまんべんなくいます。
どの福祉圏域も面積はそれほど変わらないため、0～2歳児の非在園児の人口密度はそれほど変わりません。
- ・教育・保育施設が最も多い福祉圏域は「中部圏域」の28施設で、最も少ない福祉圏域は「南東部圏域」「南部圏域」の6施設になります。
施設数が多い福祉圏域では、事業実施をなるべく早期に事業実施をすることで近隣施設に先んじて利用者を確保することができると思います。
施設数が少ない福祉圏域では、遠方からの利用者也想定した利用実施を検討する必要があると思います。
- ・令和8年度からの乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）の実施にあたり、公立こども園だけでなく民間の就学前施設での事業実施をいただくことが必要です。皆さまぜひ事業実施をご検討ください。